

## 印刷機（ORPHIS EX7250）利用要項

平成26年10月21日  
次世代教員養成センター長裁定

### （趣旨）

第1条 この要項は、大学改革強化推進補助金により取得した印刷機2台（理想科学工業 ORPHIS EX7250）の管理と運用について、必要な事項を規定するものである。

### （設置場所）

第2条 印刷機は、ESD・SDGsセンター、学校エディターシップ・印刷業務能力養成設備室（新館3号棟）に各1台ずつ設置する。

### （管理）

第3条 機器の管理、消耗品の補充等は教育研究支援課が行う。

### （利用時間）

第4条 印刷機の利用時間は、平日の午前8時30分から午後5時までとする。時間外の使用を希望する場合は、事前に教育研究支援課に申請し許可を受けること。

### （利用枚数）

第5条 各機器の使用枚数は、専用のカードで管理する。カードは教育研究支援課で発行する。退職する場合は、カードを返却すること。

### （経費負担）

第6条 印刷は有償とする。ただし、大学改革強化推進補助金に係る事業等に使用する場合には限っては無償とするので事前に申し出ること。

### （利用料金）

第7条 印刷料金は、片面1枚あたりの単価は用紙込みで、モノクロ印刷4円、カラー印刷10円、ホチキス止め1針1円とする。これらは年に3回、予算の振替により精算するものとする。料金は変更することもある。

### （用紙）

第8条 用紙は、本学契約の再生紙（A3, A4, B4）を支給する。これ以外の種類、サイズの用紙を使用する場合は利用者が自ら用意すること。なお、その場合も単価の変更は行わない。

### （使用方法）

第9条 機器の利用にあたっては、マニュアル、使用説明書等に従い適正に使用すること。機器が故障した場合は、速やかに教育研究支援課へ連絡すること。

### （雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、機器の利用に関し必要な事項は、センター運営委員会の議を経て、センター長が定める。

### 附 則

この要項は、平成26年10月21日より施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日より施行する。